

マネージメント・レター No.277

**『中小企業の会計に関する基本要領』の活用**

中小企業関係者等が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、去る2月1日に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を広く普及させ、その活用を促進するための方策について検討を行い、今般、普及・活用策を含めた最終報告書を取りまとめました。

国内の産業のうち、中小企業が占める割合は全体の99.7%、雇用においては7割を占めており、日本を支えているのは中小企業だと言っても過言ではありません。

その中小企業の経営者が、自社の計算書類等を自らの目で見、自らの頭で判断し、自らの言葉で語ることが、強い企業を作り継続させる重要な方法のひとつだと考えられます。

「中小会計要領」は、その計算書類等を作成する際の指針となる会計処理や注記等を示すもので、簡便な会計処理をする事が適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ作成されたものです。

まずは、別紙『中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト』で各項目を確認し、自社の会計処理を再考するところから始めましょう。

「中小会計要領」を促進するため、各機関・団体も取り組み姿勢を示しており、日本政策金融公庫は「中小会計要領」に従った計算書類を作成している中小企業に対しては、優遇金利で貸付を行なう融資制度を創設しております。（下記備考）

中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等が一丸となって「中小会計要領」の普及・活用に取り組むことで、中小企業が「中小会計要領」に従った会計処理を行い、その結果、信頼性のある計算書類の作成を通じ、中小企業の経営力の強化や資金調達力の強化等に繋がることが期待されます。

他に、中小企業庁の取組は関係法律に基づく計画認定等・補助金等の募集にあたって計算書類の提出を<sup>しょうよう</sup>懇願しています。

<備考>.....

- (1) 優遇金利（基準金利▲0.4%）で貸付を行う「中小企業会計活用強化資金（仮称）」創設→H24年度より貸付を行う。
- (2) 利率を▲0.2%優遇する（中小企業会計関連融資制度）。
- (3) マル経融資（経営改善貸付）において「中小会計要領」に従った計算書類の提出を推奨。